

職員の倫理の保持に関する状況等について

職員の倫理保持については、市民の誤解や不信を招くような行為を防止する総合的な対策として、平成28年3月に「仙北市職員倫理条例」を制定し、併せて仙北市職員倫理規則、仙北市職員等の公益通報に関する要綱等の関係規程を制定しています。

条例では、毎年、職員の倫理の保持に関する状況及び職員の倫理の保持に関して講じた施策について公表することとしており、令和5年度においては次のとおりです。

令和6年11月29日

仙北市長 田 口 知 明

1 職員の倫理の保持に関する状況

○ 倫理監督者への報告

条例又は規則に違反する行為を行った疑いがあると思われる場合、職員又は管理職員は、倫理監督者へ報告することとしています。

令和5年度における報告件数は0件でした。

2 職員の倫理の保持に関して講じた施策

施策名	対象	実施日	備考
条例、規則及び倫理監督者の周知	全職員	令和5年8月2日 令和5年11月27日 令和5年12月6日 令和6年3月19日	
法令遵守(コンプライアンス)研修	全職員	令和5年12月6日から 令和6年2月9日まで	参加者475人

3 公益通報の件数

令和5年度における公益通報の件数は、0件でした。